

サービス管理責任者における実務要件

(R6.04.01)

業務の範囲	業務内容	実務経験年数
<p>① 相談支援の業務 ※日常生活の自立に関する相談に応じ、助言・指導等の支援を行う業務</p>	<p><施設等において相談支援の業務に従事する者></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、地域生活支援事業、身体(知的)障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、市町村からの委託や補助金により運営されている小規模作業所等(市町村任意の障害児学童保育等) 二 児童相談所、身体(知的)障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、福祉に関する事務所、保健所、市町村役場(相談支援の業務に係るものに限る)、発達障害者支援センター、こども総合療育センター、難病相談支援センター、ひきこもり地域支援センター 三 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、地域活動支援センター、運営適正化委員会、旧法施設等(障害者更生施設、障害者療護施設、福祉ホーム、障害者授産施設、障害者社会復帰施設、障害者デイサービスセンター、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設) 四 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、障害者雇用支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務に従事する者、障害者専門の支援部署が設置されている職業安定所の就労支援・定着支援等の担当者 <p><進路相談・教育相談の業務に従事する者></p> <p>五 特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者 (特別支援学級の担任及び県知事が指定した学校の障害児者クラスの担任を含む):鹿児島県のみ</p> <p><病院、診療所において相談支援の業務に従事する者></p> <p>六 病院、診療所において相談支援の業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1)社会福祉主任用資格を有する者 (2)介護職員初任者研修(これまでの訪問介護員2級)以上に相当する研修を修了した者 (3)国家資格等を有する者 (4)一から五に掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上である者</p>	<u>通算して5年以上</u>
<p>② 直接支援の業務 (資格あり)</p> <p>※1 ※入浴・排せつ・食事等の介護、介護に関する指導の業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務 (資格なし)</p>	<p>次のいずれかに該当する者で、下記③の直接支援業務に従事する者</p> <p>(1)社会福祉主任用資格を有する者 (2)介護職員初任者研修(これまでの訪問介護員2級)以上に相当する研修を修了した者 (3)保育士 (4)児童指導員用資格者 (5)精神障害者社会復帰指導員用資格者</p>	
<p>③ 直接支援の業務 ※1 ※入浴・排せつ・食事等の介護、介護に関する指導の業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務 (資格なし)</p>	<p><施設及び医療機関等において直接支援の業務に従事する者></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床、旧法施設等(障害者更生施設、障害者療護施設、福祉ホーム、障害者授産施設、障害者社会復帰施設、障害者デイサービスセンター、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設) 二 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業、旧法施設等(ケアホーム、児童デイサービス) 三 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所 <p><就労に関する直接支援の業務に従事する者></p> <p>四 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金等の支給を受けた事業所 障害者の雇用の促進等に関する法律49条第1項第2号に規定する助成金の支給を受けた事業所であり、かつ、同施行規則第22条第1項第1号に規定する事業所</p> <p><職業訓練又は職業教育に係る業務に従事する者></p> <p>五 特別支援学校における職業訓練又は職業教育に係る業務に従事する者 (特別支援学級の担任及び県知事が指定した学校の障害児者クラスの担任を含む):鹿児島県のみ 障害児保育事業(市町村事業として障害児受入による職員の加配を行う保育所に限る)の加配職員</p>	<u>通算して8年以上</u>

*1 「直接支援業務」の定義は、「日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務」が含まれる。

④ 国家資格者等	<p>※以下の国家資格等に基づく業務に通算して3年以上従事する者</p> <p>【国家資格】</p> <p>医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士、公認心理師</p>	(①から③の業務に従事した期間が通算して3年以上)
-----------------	---	----------------------------------

※社会福祉主任用資格者等の場合、社会福祉主任用資格等の資格取得以前も含めて5年の経験があればよく、改めて5年間の実務経験が必要ということではない。(H18.8.24 主管課長会議資料)

※1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることを言うものとする。

○3年以上(540日以上) ○5年以上(900日以上) ○10年以上(1800日以上) (H18.6.23 厚生労働省事務連絡)

※公的な補助金または委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれるものと考える。(H18.8.24 主管課長会議資料)